

令和7年6月23日

介護保険サービス事業者 各位

越谷市長 福田 晃
(公 印 省 略)

越谷市介護保険居宅サービス利用者負担軽減制度における
受領委任払いの終了について（通知）

日ごろより、本市の介護保険行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、現在、導入を進めております地方公共団体情報システムの標準化に伴い、令和8年7月31日をもって、別紙のとおり受領委任払いの助成を終了することといたしました。これまで、介護保険サービスを利用される方のために、ご協力、ご尽力いただきましたこと、重ねて厚くお礼申し上げます。

各事業者の皆さまにおかれましては、ご不便、ご迷惑をおかけすることとなり、大変恐縮に存じますが、何卒、ご理解賜りたいと存じます。

【問い合わせ先】

地域共生部 介護保険課 給付担当

電 話：048-963-9169（直通）

E-mail：kaigo@city.koshigaya.lg.jp

越谷市介護保険利用者サービス負担額軽減制度に係る 受領委任払い終了について

1 「介護保険居宅サービス利用者負担額軽減制度」の支払方法について

越谷市介護保険居宅サービス利用者負担額軽減制度に係る利用者の支払い方法のうち、「受領委任払い」につきまして、地方公共団体情報システム標準化に伴い、令和8年7月31日をもって終了とさせていただきます。

受領委任払い

終了

利用者が事業所に自己負担分のみ支払い、市から事業者へ減額分を支払う方法

償還払い

継続

利用者がいったん利用料の全額を支払い、後日市から利用者に減額分が振り込まれる方法

2 「介護保険居宅サービス利用者負担額減額（免除）認定証」について

受領委任払いの終了に伴い、認定証の交付も終了させていただきます。

3 受領委任払い終了までのスケジュール

「越谷市介護保険利用者負担助成に関する協定書」第6条ただし書きの規定に基づき、今年度末（令和8年（2026年）3月31日）をもって、有効期間満了とさせていただきます。

ただし、「令和7年度介護保険居宅サービス利用者負担額減額（免除）認定証」の有効期間が、令和8年7月31日までとなっていることから、別添申出書をご提出いただいた場合は、協定書の有効期間を令和8年7月31日まで延長させていただきます。

申出書を提出しなかった場合：令和8年3月サービス利用分まで
申出書を提出した場合：令和8年7月サービス利用分まで

（申出書の提出期限：令和7年（2025年）12月26日）

4 サービスの継続について

居宅サービス利用者負担額軽減制度自体は継続いたします。利用者が負担する利用料に変更はありません。